

## 平成25年4月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成25年4月17日〔水曜日〕 午後3時30分 開会

2. 開催場所 市役所3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会 長	4 番	日高 仙三
職務代理者	3 番	橋口 好文
委 員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	日笠山 隆
//	5 番	長田 實美
//	6 番	白河 澄雄
//	7 番	古田 洋美
//	8 番	浦口 幸夫
//	9 番	脇田 峰生
//	10 番	石寺 政和
//	11 番	岩本 延男
//	12 番	下園 茂
//	13 番	南 重徳
//	14 番	瀬川 寅夫

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条に係る許可申請について

議案第2号 非農地証明願いについて

議案第3号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

## ○会長

皆さん本日はご苦労様です。いよいよ新年度も始まりました。

それに伴い事務局も新体制でスタートすることとなったところです。

委員の皆様におかれましても、事務局と一体となり、委員会運営に御協力いただければと思うところです。

また農家の皆様におかれましては、キビの収穫、田の植え付けが一段落した時期では無かろうかと思えます。

さとうきびにつきましても、14日に受け入れ終了ということになりました。

西之表市におきましては、一反歩当たり5トン3百という数字が出たそうで、相変わらず厳しい状況でございました。

今後は行政にもさらに農業振興のために御努力をいただき、活気ある農業経営を期待するところであります。

なお、昨日は現地調査も行われております。調査委員になられました方には、該当項目につきまして丁寧な説明方をよろしくお願いいたします。

## ○事務局長

それでは、西之表市農業委員会会議規程第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以後の議事進行は日高会長をお願いいたします。

## ○議長

本日は、委員全員の出席であります。

農業委員会法第二十一条の規定によりまして、過半数に達していますので、ただ今から、平成25年4月の定例総会を開催いたします。これより議事に入ります。

まず、日程第一の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

西之表市農業委員会会議規程第十条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。

それでは、本日の議事録署名者を指名いたします。8番の浦口委員と、9番の脇田委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の前田氏と中野氏を指名いたします。

以上で日程第一を終わります。

続きまして日程第2、議案第1号、農地法第三条にかかわる許可申請についてを議題といたします。まずは事務局より議案の説明をお願いいたします。

## ○事務局

議案第1号農地法第三条許可申請について説明いたします。資料は1ページから2ページになります。

今月は、所有権8件、使用貸借権1件、合計で9件の申請がありました。

資料の差し替えが、1ページ目が差し替えとなっております。

番号の5の方が、受人の訂正と、契約の種類が所有権移転のところ訂正ということ

で差しかえをしております。次、内容説明にいきます。

番号1番、これは野木平の土地です。

台帳現況地目は畑の1筆で、面積3797㎡を売買により所有権移転するものであります。

次は2番で1番同様野木平の土地で、台帳現況地目は田の2筆で全体面積2184㎡を売買により所有権移転するものであります。

3番も番号1、2番同様野木平の土地で、台帳現況地目は畑の一筆で、2491㎡を使用貸借により5年間貸借するものであります。

4番、これは上之原町の土地です。台帳現況地目は畑の1筆で、面積2029㎡を売買により所有権移転するものであります。

5番は安納の土地で台帳現況地目田の4筆で面積3180㎡、地目畑が3筆で面積6185㎡の計7筆の面積9365㎡を贈与により所有権移転するものであります。

6番は、下石寺の土地で現況地目は畑の1筆で面積4919㎡を売買により所有権移転するものであります。

7番、川氏の土地で台帳現況地目は田の1筆で、面積583㎡を売買により所有権移転するものであります。

8番、西俣の土地で台帳現況地目は畑の1筆で、面積4210㎡を売買により所有権移転するものであります。

9番、桜ヶ丘団地の先の土地で、台帳現況地目は畑の1筆で、面積357㎡を売買により所有権移転するものであります。

以上、本件4番を除く1番から9番までは、農地法第三条第二項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお4番につきましては、農地法第三条第二項第一号の許可後において権利を取得する者または世帯員が効率的に耕作または養畜の事業を行うと認められないに該当し、許可要件を満たしていないのでは無いかと考えております。以上、議案第1号に係る説明を終わります。

#### ○議長

ただ今、事務局の説明が終わりました。事務局の説明に関連いたしまして、それぞれ担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明を求めます。2番からお願いします。

#### ○2番委員

2番です。番号1から3番まで関連しておりますので続けて、説明したいと思っております。

番号1番についてですが、譲渡人は〇〇で畜産を営んでおる農家でありまして、譲受人は〇〇から安納イモを作りに来た青年です。

自分の宅地を買って、その周辺の土地を購入したということでありまして、番号1の土地については自分の土地の隣接地になります。そこを購入しました。

番号2についてですが、これについては宅地の隣接地がちょっと石が多いので掘り下

げるために谷を埋めているのですが、谷の下が田んぼになりまして、大雨とかで流れていったときに危害が及ぶかもしれないということで、本人が希望して譲渡人は〇〇の人ですが、その人から譲り受けて貰うことにしたということです。

3番目の土地ですが、これも隣接地になります。ここはもともと造成していたんですが、殆ど作土が無くて、盤と言いますか平らにはなったんですが、耕作は出来ず荒れ放題になっていたところでした。そこを5年間貸してくれるということで、譲受人の方が造成をかけて、作れる土地にしたいという意向がありましたので、借りる契約をしました。

### ○3番委員

3番です。番号4について、先ほど事務局より許可要件に該当しない旨の報告がありましたが、私が調査した結果を報告したいと思います。

譲受人のところに4月15日夕刻足を運びました。

それで、この農地法第三条に係る許可や現地調査についてというこの調査用紙に従って、本人に聞き取りをいたしました結果、譲受人は農機具も耕運機も持っていないということでありました。

譲受人の、住所は〇〇でございます。〇〇から〇〇にかけての耕作ということになりまして、機械は、今後購入の見込みある可能性はありますが、それももう無いということで、それでは今後どうして耕作をすると問いましたら、管理センターとかそういうところをお願いして耕作するということでもございました。

今年は何を作付するかと聞きましたら、今からですからいもかキビをさすという本人の答えがありまして、「そうですか」ということで私は帰ってきましたが、昨日現地調査が終わってすぐその足で申請地を確認に行きました。

そしたら、申請地は、もう既にさとうきびが新植されて発芽しておりました。地図と照合して、作物を植える畑はどこかと探していたんですが、たまたま私の知り合いの夫婦が奥の方から軽トラックに乗ってまいりまして、この方にこの地図に載っている畑は、誰が作っているのかと訪ねたら、これは私が借りて作っていると、その農家さんが言われる訳です。

ということは、〇〇の譲受人は今からいも、キビを作ると私には言ったのですが、実際はその農地というのは、その農家の方が3年前から借りて、面積がこの申請書は2反ちょっとになっていますが、実際は下の方の現況は山で、作れる面積は6アールだと農家の方が言われ地代も3年間払ってきているということです。

そして、今年も新植して芽も出ていたのですが、譲受人との話が全然合わない。

譲受人が言われることと現地が合わない。しかも、実際第3者が借りて作っているということで、恐らく譲受人は現地も確認していないんじゃないかと思うわけです。

このような状況では、皆様も申請に疑問を持つかと思います。また詳しく説明しますが、譲受人に電話してどのような売買をされたのかと聞いたわけですよ。

そしたらハッキリは解らないと言うので、そのようなことは無いでしょうとあなたが

申請譲渡人の方は、青果いもと畜産を経営しておりまして、転作として牧草を耕作している状況であります。

また、譲受人は譲渡人の申請農地の周辺に2筆田がありまして、そこをひとつにまとめたいという要望であります。現地も確認しました結果、申請どおり間違いありません。

8番につきましては、申請地は前年度畑の競売物件として、〇〇が落札して耕作しておりました。その農地を今回は、買い戻しと言うことで申請しております。

現在、現地は〇〇の収穫をしていないバレイショがありました。そこで、双方確認の結果申請通り間違いありませんでした。以上です。

#### ○13番委員

13番です。9番について説明をいたします。この場所は、酪農組合先の共同車検場のすぐ近くです。

以前から売買も成立していましたが、名義変更していないので、今回名義変更しようということです。現在は、菜園として野菜を耕作し、周辺は果樹を植えている状況でした。特に問題ないと思います。以上です。

#### ○議長

はい、ありがとうございます。ただ今、整理番号1番から9番まで事務局並びに担当委員の方から詳しい説明がございました。

それでは審議に入ります。皆様方の意見を求めます。意見のある方は挙手をお願いいたします。

#### ○議長

はい、ただ今「異議なし」の声がございました。それでは採決したいと思います。

まず、議案第1号、農地法第三条許可申請についての整理番号1番から3番、4番を除きまして、5番から9番については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。それでは全員賛成ですので、議案第1号農地法第三条許可申請についての整理番号1番から3番、5番から9番につきましては、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号農地法第三条許可申請についての整理番号4番につきましては、担当委員の報告で農地法第三条第二項の許可できない方に該当する項目があるということでした。

したがって、不許可ということです。不許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

全員不許可とすることに賛成でありますので、議案第1号農地法第三条許可申請についての整理番号4番につきましては、不許可とすることに決定いたします。

続きまして、議案第2号の非農地証明願いについてを議題といたします。これにつき

申請譲渡人の方は、青果いもと畜産を経営しておりまして、転作として牧草を耕作している状況であります。

また、譲受人は譲渡人の申請農地の周辺に2筆田がありまして、そこをひとつにまとめたいという要望であります。現地も確認しました結果、申請どおり間違いありません。

8番につきましては、申請地は前年度畑の競売物件として、〇〇が落札して耕作しておりました。その農地を今回は、買い戻しと言うことで申請しております。

現在、現地は〇〇の収穫をしていないバレイショがありました。そこで、双方確認の結果申請通り間違いありませんでした。以上です。

#### ○13番委員

13番です。9番について説明をいたします。この場所は、酪農組合先の共同車検場のすぐ近くです。

以前から売買も成立していましたが、名義変更していないので、今回名義変更しようということです。現在は、菜園として野菜を耕作し、周辺は果樹を植えている状況でした。特に問題ないと思います。以上です。

#### ○議長

はい、ありがとうございます。ただ今、整理番号1番から9番まで事務局並びに担当委員の方から詳しい説明がございました。

それでは審議に入ります。皆様方の意見を求めます。意見のある方は挙手でお願いいたします。

#### ○議長

はい、ただ今「異議なし」の声がございました。それでは採決したいと思います。

まず、議案第1号、農地法第三条許可申請についての整理番号1番から3番、4番を除きまして、5番から9番については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。それでは全員賛成ですので、議案第1号農地法第三条許可申請についての整理番号1番から3番、5番から9番につきましては、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号農地法第三条許可申請についての整理番号4番につきましては、担当委員の報告で農地法第三条第二項の許可できない方に該当する項目があるということでした。

したがって、不許可ということです。不許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

全員不許可とすることに賛成でありますので、議案第1号農地法第三条許可申請についての整理番号4番につきましては、不許可とすることに決定いたします。

続きまして、議案第2号の非農地証明願いについてを議題といたします。これにつき

ましては、昨日、現地調査が行われております。調査委員の皆様におかれましては大変御苦勞さまでございました。それでは、調査委員長長の報告をお願いいたします。

#### ○6番委員

はい6番です。昨日私と5番委員、事務局、地区担当委員並びに申請人立会のもと現地調査をしましたので報告いたします。

議案第2号「非農地証明」についての番号1番の申請人は西之表在住の方であります。申請地は3筆あります。

1筆目の地番は、大字西之表字〇〇〇〇番地、面積は827㎡です。

2筆目は、大字西之表字〇〇〇〇番地、面積は1213㎡です。

3筆目は、大字西之表字〇〇〇〇番地、面積1218㎡でございます。

申請理由は、台帳地目は田であります。平成13年から耕作せずに原野ということであり、その年の大雨によりこの地域が冠水し、それ以降耕作してないということです。

場所は旧メンズコスモ前の県道を挟んで南西側の畑と水田が混在した場所であり、申請地の現況は、3筆ともほぼ同じ状況で湿田のうえ葎や雑草が生えている状況です。したがって、耕作地としての再生は無理があるという、意見の一致を見たところがあります。

以上のような理由により、「非農地」として認めるべきではないかという結論に達しました。以上報告します。委員の皆様のお審議方よろしく申し上げます。

#### ○議長

ただ今調査委員長の方から議案第2号の非農地証明願いについての整理番号1番、2番について説明がございました。

続きまして、地区の担当委員の方から補足説明があればお願いいたします。

#### ○3番委員

はい3番です。この申請地は、先月も申請がありましたが本人が病気治療のため鹿児島に行っていたので立ち会いが出来なくて昨日行われた訳であります。

調査委員長の方から詳しい説明がありましたので、私の方からは特に説明することはありません。調査委員長長の報告のとおりでございます。

#### ○議長

10番委員お願いします。

#### ○10番委員

はい10番です。今調査委員長は、2番を報告していないのでは無いですか。

#### ○議長

大変失礼しました。

調査委員長は、議案第2号非農地証明願いについての番号2番の報告をお願いします。

○6番委員

済みません。第2号議案非農地証明願いについての2番を報告します。

申請人は、〇〇在住の方であります。申請地は、大字西之表字〇〇〇〇番地で登記面積は565㎡であります。

申請理由は、台帳地目は畑であります但平成14年から耕作せず現況山林であるということであります。

現地場所は、下西わかさゴルフ場先の三文字を右に曲がった市道沿いの左手です。

申請地の現況は土地の3分の1程度は竹が走っていますが、数年前のサトウキビが残っており、少し手を加えれば農地として再生出来る状況でした。

従って、調査員全員の意見として申請地は非農地として認められないという認識でありました。以上で報告を終わります。

○議長

はい、ありがとうございます。

それでは、担当委員の補足説明をお願いします。

○10番委員

調査委員長から詳しい説明がありましたが、1番のネックは農振地域内ということで、現況を見た段階では、少し手を加えれば耕作出来るということでした。以上です。

○議長

はい、ありがとうございます。

ただいま、議案第2号の非農地証明願いについて整理番号1番、2番について調査委員長並びに担当委員の方から詳しい説明があったところです。

調査委員長並びに担当委員からは、整理番号1番については、非農地として認めても良いということで承認、整理番号2番につきましては耕作が可能であるため非農地としては認められないという報告でございました。

それでは審議に入ります。皆様方の意見を求めます。意見のある方は挙手でお願いいたします。ただいま、異議なしの声がありました。これより採決します。

議案第2号の非農地証明願いについての整理番号1番につきましては、原案のとおり非農地として承認し、整理番号2番につきましては、非農地として承認することが出来ないということで不許可に賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成でございますので議案第2号の非農地証明願いについての整理番号1番につきましては、原案のとおり非農地として承認し、整理番号2番につきましては、非農地として不承認とすることに決定いたします。

続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第十八条第一項の規定による、農用地利用集積計画策定にかかわる意見の聴取についてを議題といたします。

まずは事務局の説明をお願いします。



## ○事務局

議案第3号、農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について説明します。

まず1の1ページをお開きください。利用権の設定であります。

まず面積欄のところですが、合計欄の隣に内更新分がありますが、ここが未記入になっていますので今から数字を読み上げます。すみませんがご記入下さい。

上から2918、続きまして5010、3番目が3012、合計で10940です。

以上を修正ということをお願いします。

まず総括表の方ですけれども、期間が平成25年5月1日から平成28年4月30日の3年間、地目畑、面積9430㎡、内更新分2918㎡の利用権を設定する者が4人、受ける者が2人です。

2段目です。期間が平成25年5月1日から平成30年3月31日の4年11カ月、地目畑、面積19318㎡、内更新分5010㎡、利用権の設定をする者の数1法人、設定を受ける者2法人です。

その次の3段目です。期間が平成25年5月1日から平成34年4月30日の5年間、地目畑、面積8958㎡、内更新分3012㎡、利用権の設定をする者が1人、利用権の設定を受ける者が1人です。

次に1の2をご覧ください。計画総括表です。

1番は〇〇に住まいの〇〇歳の方の畑、3筆8958㎡を同じ〇〇の担い手農家の方が5年間借り受けるものでございます。

2番は始良市に住まいの〇〇歳の方の畑で1筆2918㎡を〇〇の認定農家の方が、3年間借り受けるものです。

3番は、神奈川県〇〇にお住まいの方の畑で1筆1447㎡を〇〇の認定農家の方が3年間借り受けるものです。

4番〇〇の住まいの方の畑2筆1665㎡を〇〇の認定農家の方が3年間借り受けるものです。

5番、〇〇の住まいの方の畑3筆3400㎡を〇〇の認定農家の方が3年間借り受けるものであります。

6番、西之表市が保有する畑2筆11717㎡を〇〇の認定農家の〇〇法人が、4年11カ月借り受けるものであります。

7番、同じく市が保有する畑1筆7601㎡を酪農をしている〇〇の認定農家である〇〇法人が4年11カ月借り受けるものであります。

詳しい内容については、1の3ページから1の11ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転を説明したいと思います。2の1ページをお開きください。

今回所有権の移転につきましては、1件の申請がありました。

平成25年4月25日に所有権移転をするものであります。

〇〇にお住まいの方の畑で、1筆2440㎡です。

詳細につきましては、2の3ページから2の4ページをご覧ください。

以上すべての案件につきまして、経営基盤強化促進法第十八条第三項の規定に基づき審査した結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様の御審議の程よろしくお願いいたします。

#### ○議長

ただ今事務局より、議案第3号農用地利用集積計画策定にかかわる意見の聴取についての利用権の設定と所有権の移転につきまして説明がありました。

このうち、利用権の設定の整理番号3番、4番、5番につきましては、7番委員が利用権の設定を受ける者となっております。

これにつきましては、農業委員会法第二十四条「議事参与の制限」の規定に該当いたします。

そこで本日は本案を、3つに分けて最初に「利用権の設定」整理番号1番、2番、6番、7番を先に審査し、その後整理番号3番から5番を審査し、次に「所有権の移転」について審査したいと思います。

それでは、「利用権設定」の整理番号1番、2番、6番、7番を順次担当委員から補足説明をお願いしたいと思います。整理番号1番につきましては、私の方が担当委員になっておりますので、説明をしたいと思います。

利用権の設定を受ける者につきましては、〇〇地区で園芸を幅広くやっている農家でございます。申請どおり双方に確認いたしまして、ほ場も確認いたしました。

内容に間違いございません。1筆につきましては更新ということです。後の2筆は新規ということでございます。

利用権を設定する方は今までひとり暮らしで御自分で農業経営をしていましたが、中々年齢的にも厳しくなったということで、近くに住む利用権を受ける方に作って頂くということになっての今回の申請でございます。申請どおり間違いはございません。以上です。

#### ○9番委員

9番です。整理番号2番について報告をいたします。

先日、16日現地に本人と立ち会う予定でしたが大規模な酪農農家で朝早く出かけるため、私も6時前に伺ったのですがすでに出かけておりまして、その方の父親が立ち会うということで、現地を確認いたしました。

現地は3日前ぐらいに牧草を刈り取り、芝生を敷いたような状態になっておりました。

ここは更新分でありまして、相手方は鹿児島に住んでいる方で、電話で申請どおり間違いはないか確認をし、間違いはないということで返事をもらいました。以上です。

#### ○議長

続きまして、整理番号6番、7番をお願いします。

○13番委員

はい13番です。整理番号6番、7番について説明します。

6番、7番とも「あっぼ〜らんど」近くの旧小川香料の跡地です。

面積が11717㎡ということでした。昨日現地を確認いたしましたけれども、加工用バレイシヨを収穫した跡でした。その後に安納いもを作付するということでした。

続いて、7番ですけれどもこれがちょっと気になりました。

面積は7600㎡ですが、そこに糞尿を置いてありました。そのまま放置することは大問題だなということで、本人にもどうするのか確認をしたところであります。

開墾したばかりで地力が無いということで、そこに蒔いて、その後すき込んで梅雨までに牧草を作るという答えが返ってきました。必ずそれを履行するよというということで本人にも伝えてあります。

さらに、ここは市の土地でありますので財産監理課にも行きまして、徹底して指導して欲しいと申し入れをしております、財産監理課の方でもそれは指導するよという答えを引き出してあります。

今後、それが履行できるかできるかどうかの確認が必要かなというふうに考えておりますけれども、財産監理課の方でそれは行うよということでしたので問題無いのかなという感じがいたします。以上です。

○議長

はい。ただ今「利用権の設定」の整理番号1番、2番、6番、7番の説明が担当委員の方からございました。それでは、審議に入ります。皆様方の意見を求めます。

意見のある方は、挙手をお願いいたします。

○9番委員

9番です。この整理番号7番ですけれども糞尿は何年も積んであるような状態ですか。

○13番委員

はい。糞尿の上で車をUターン出来るような状態でした。乾いている状況でしたので本人に確認したところ、今年やるよということでしたので、それは履行できるよと思っております。以上です。

○3番委員

はい。7番についてであります、この土地は今回更新ですか。

○13番委員

新規です。

○3番委員

はい、今13番委員から市管財課に指導を求めるという意見が出ておりましたが、これは農地でありますから当委員会が指導すべきじゃないかと私は考えますが如何でしょうか。

○議長

今代理（3番委員）の方から指導ということがありましたが、13番委員の方からも厳しく言って頂いておりますし、管財課のほうからも言っていただくということで、その後につきましても逐一見てですね、梅雨前まで雨が降る前までにおこなっていなければ、委員会から文書を出す方法などをしたいと思います。それでよろしいか。

他にはございませんか。

「異議なし」の声がございました。これより採決いたします。

利用権の設定の整理番号1番、2番、6番、7番については原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。はい、ありがとうございます。

全員賛成でありますので、「利用権の設定」整理番号1番、2番、6番、7番については原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

続きまして、利用権の設定、整理番号3番から5番までの審査をいたします。

先ほど申しあげましたように、農業委員会法第二十四条の議事参与制限の規定に基づき、7番委員には審査の間退場をお願いいたします。

それでは、利用権の設定、整理番号3番から5番までの補足説明を担当委員の方からお願いいたします。

○10番委員

はい、10番です。整理番号3番から5番までについてお答えいたします。

この3番から5番は、字大荒目で同じ場所でございます。3物件は隣接した土地で、航空写真で見ると一枚の畑の様な場所でございます。

3番につきましては、設定する者は神奈川県在住でございます。受ける方は、サトウキビ生産農家の認定農業者です。

面積は、1筆1440㎡で3年契約ということであります。

4番を設定する者は、現在は出稼ぎに行っています。もう5、6年行っております。

また、受ける者は先ほどと同一者です。

5番につきましては、面積は1665㎡で2筆となっておりますが、現況は1筆でございます。5番の設定者は、4番の設定者と親戚ですけど、この方も現在出稼ぎに行っております。受ける方も同一者ということです。3筆となっておりますが、現況は1筆で面積3400㎡を3年契約で貸借するということございます。

現況と申請書と照らし合せまして、何ら問題はないと思いますので、審議方よろしく申し上げます。

○議長

ただ今「利用権の設定」整理番号3番から5番までの説明が担当委員からございました。

それでは審議に入ります。皆様方の意見を求めます。意見のある方は挙手でお願いいたします。

ただ今「異議なし」の声がありました。これより採決します。

「利用権の設定」整理番号3番、4番、5番につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。全員賛成でありますので、「利用権の設定」整理番号3番、4番、5番につきまして、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

ここで7番委員の入場を認めます。

それでは続きまして、「所有権の移転」の審議に入ります。整理番号1番の補足説明を担当委員の方からお願いいたします。

○11番委員

11番です。「所有権移転」の整理番号1番について説明をいたします。

15日に譲受人立ち会いの基、現地調査をいたしました。

譲渡人、譲受人とも古田の番屋峯地区に在住で、譲受人は茶加工施設を所有する49歳の茶専業の認定農家であります。

申請理由は、経営を拡大するためです。申請地は、大字古田の字上清戸蔵の茶畑の1筆で、番屋峯地区にあります。面積は2446㎡を売買するという申請であります。

確認の結果申請どおり間違いはありませんでした。皆様方の審議をよろしくお願いいたします。

○議長

はい。ただ今「所有権移転」の整理番号1番の説明が担当委員の方からございました。それでは、審議に入ります。皆様方の意見を求めます。意見のある方は挙手でお願いいたします。

ただ今「異議なし」の声がありました。それではこれより採決いたします。



「所有権の移転」整理番号1番について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成です。それでは「所有権の移転」整理番号1番につきましては、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

以上をもちまして、本日の議案審議はすべて終了いたしました。

平成25年4月17日

会 長	日高 仙三	
8番委員	浦口 幸夫	
9番委員	新田 峰生	